

太子町雑誌スポンサー制度募集要項

1) 目的

太子町では、公共施設所蔵雑誌を広告媒体として活用する広告掲載事業として、次のとおり雑誌スポンサーを募集します。

本制度は、雑誌スポンサーに雑誌購入費用を負担いただき、雑誌の提供を受け、最新号のカバーに広告を掲載したものを配架し、施設利用者に閲覧してもらうことを目的とします。

2) 対象施設

施設名	所在地
太子町立図書館	兵庫県揖保郡太子町鵜 1310-1
太子町地域交流館交流ラウンジ	兵庫県保郡太子町鵜 280-1

3) 提供雑誌

(1) 提供雑誌は別紙「雑誌購入リスト」の週刊誌及び月刊誌、季刊誌等から選択してください。(提供する雑誌・施設の複数選択は可能です。)

(2) 提供期間

広告の掲載が決定した日から当該年度の3月末まで。ただし期間満了2ヶ月前までに解除の意思表示がないときは1年間更新となります。

4) 広告の仕様

(1) 広告の規格及び位置等は、以下のとおりとします。

区分	規 格	
表面	ラベルの大きさ	縦 4センチメートル 横 13センチメートル
	ラベルの色	地色は白、文字は黒を基本とする
	添付位置	透明カバー底面より 1センチメートルから4センチメートル上部中央(雑誌の大きさにより調整)
裏面	スポンサーの作成による片面広告で、大きさは最新号カバーに収まるもの。 ※版下はA4サイズで作成下さい。	

(2) 広告掲載に係る条件

太子町広告事業実施要綱及び太子町広告掲載基準を遵守するものとします。

(3) 雑誌スポンサーに係る費用負担

① スポンサーの負担

雑誌購入代金（振込手数料含む）、広告の版下作成

② 町の負担

広告を掲載した雑誌カバーの作成

5) 募集対象

太子町広告掲載基準第5条に該当しない事業者とします。

6) 募集期間

令和2年6月15日以降随時

※郵送可、持参の場合

図書館は休館日を除く午前9時から午後6時まで、地域交流館は土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に下記の申込先まで

7) 提供雑誌の納品

- (1) 本町の指定する指定納品業者から購入し、配架する施設へ納品させるものとします。
- (2) 雑誌購入代金の支払いは年間一括先払いとします。価格変動により過不足が生じた場合は、年度末に清算を行うこととします。
- (3) 提供雑誌が休刊または廃刊したときは、施設と協議のうえ別の雑誌に振り替えるものとします。

8) 応募方法

(1) 以下の必要書類を書面で提出してください。

- ① 雑誌スポンサー申込書※要押印
- ② 会社概要（様式任意）
- ③ 掲示する広告の図案（様式任意）

(2) 申込先・問い合わせ先

① 図書館

担当：太子町立図書館（担当：竹内）

住所：兵庫県揖保郡太子町鷗 1310-1

電話：079-277-1580 F A X：079-277-5684

E-mail：tosyo@town.hyogo-taishi.lg.jp

② 地域交流館

担当：太子町教育委員会社会教育課生涯学習係（担当：吉井）

住所：兵庫県揖保郡太子町鷗 280-1

電話：079-277-1017 F A X：079-277-2201

E-mail：syakyo@town.hyogo-taishi.lg.jp

9) 審査方法

広告内容について太子町広告掲載基準に基づいて審査後、申込み順で決定します。

10) 結果後の手続き

- (1) 審査結果は、応募者に文書で通知します。また、決定されたスポンサーについては太子町の広報媒体を通じて公表します。
- (2) 広告掲載の決定したスポンサーは、速やかに各公共施設雑誌スポンサー担当者と広告内容について協議を行って下さい。
- (3) 広告内容についての協議後、太子町教育委員会と覚書を締結します。
- (4) 指定する期日までに広告の版下をデータ（PDF形式）で入稿して下さい。

11) 広告掲載の取り消し

下記に掲げる場合、広告掲載を取り消すことがあります。

- (1) 指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき。
- (2) スポンサー又は広告内容を不適切と判断したとき。
- (3) その他本町が広報掲載に支障があると認めたとき。
- (4) 前号のいずれの場合においても、雑誌の年間購読料は返還しません。

12) スポンサーの責務

- (1) スポンサーは、広告の内容に関する一切の責務を負うものとします。
- (2) 第三者から掲載された広告に関連して被害を被った旨の請求がなされた場合は、スポンサーの責任及び負担において解決するものとします。

13) 留意事項

- (1) 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが発覚した場合、その申請は無効とします。
- (2) 本町が必要と認める場合、追加の書類提出を求める場合があります。
- (3) 申請に関する費用は、すべて提出者の負担とします。
- (4) 提出された書類は返却しません。
- (5) 提出書類については、審査後に申請結果の公表のため必要となる場合は内容を公表します。また、太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例に基づき、開示することがあります。